

## 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について

### 1 変更内容及び変更理由

（変更内容）

中期目標「第1 中期目標期間及び教育研究上の基本組織」の「2 教育研究組織」の「(1) 学部」及び「(2) 大学院研究科」の表の変更

(1) 学部		→		(1) 学部	
学部	学科			学部	学科
工学部	機械工学科	→		工学部	機械工学科
	電気工学科				電気工学科
	応用化学科				応用化学科
	数理情報科学科				数理情報科学科
薬学部	薬学科			薬学部	薬学科
					<u>医薬工学科</u>

  

(2) 大学院研究科		→		(2) 大学院研究科		
研究科専攻	課程			研究科	専攻	課程
工学研究科	修士課程	→		工学研究科	工学専攻	修士課程
工学専攻	博士後期課程				数理情報科学専攻	修士課程
				薬学研究科	薬学専攻	博士課程

（変更理由）

山陽小野田市立山口東京理科大学において、令和6年4月1日に工学部に新たに「医薬工学科」を設置する学則変更等について、文部科学大臣への届出が令和5年7月24日付けで行われたこと（受理通知等は発出されないとのこと）、山陽小野田市立山口東京理科大学大学院において、令和6年4月1日に新たに「薬学研究科薬学専攻」を設置することについての文部科学大臣への申請が令和5年9月4日付けで認可されたこと及び同じく令和6年4月1日に工学研究科に新たに「数理情報科学専攻」を設置することについての文部科学大臣への届出が令和5年9月20日付けで受理されたことに伴うもの。

### 2 変更の時期

令和6年1月1日（公立大学法人に指示し、公立大学法人は変更中期計画を作成する。）

### 3 根拠法令

地方独立行政法人法第25条第3項

（設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員

会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。)

※参考

地方独立行政法人法第78条第3項

(設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。)

#### 4 今後の流れ

令和5年10月19日	評価委員会にて意見聴取
令和5年11月上旬予定	公立大学法人より意見の提出
令和5年12月	中期目標の変更について山陽小野田市議会に提案
令和6年1月	議会議決後、市から公立大学法人に変更後の中期目標を通知(指示)
令和6年2月～3月	公立大学法人より中期計画の変更認可申請 市長より評価委員会に諮問 評価委員会にて意見聴取 中期計画の変更認可